平成２１年（フ）第２３１７１号
東京都大田区多摩川２丁目９番２号　エムクスⅡ３号、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区矢口３丁目８番５号
破産者　土田工務店株式会社
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１７２号
東京都大田区多摩川２丁目９－２　エムクスⅡ－３
破産者　土田　　繁
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２３７号
埼玉県東松山市大字松山2435
破産者　西田　正夫
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２３８号
埼玉県東松山市大字松山2435
破産者　西田　清子
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３０７号
東京都港区新橋６丁目20番８号
破産者　有限会社大沢氷業
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３０９号
東京都足立区千住元町22―18
破産者　田中　幹二
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３２１号
東京都港区芝公園２丁目９番３号
破産者　株式会社スフィーダ
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３２７号
東京都品川区西五反田８丁目１番８号
破産者　株式会社ワールドテクノ
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３２８号
東京都品川区西五反田８丁目１番８号
破産者　株式会社アイエスエレクトロニクス
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３２９号
東京都品川区西五反田８丁目１番８号
破産者　株式会社ワールド販売
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３９４号
東京都大田区東糀谷５丁目５番10号
破産者　安藤運輸機工株式会社
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４３２号
東京都日野市旭が丘４丁目６番地の27―207
破産者　株式会社アールアンドディ
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４４３号
東京都杉並区永福３丁目57番15号
破産者　株式会社センチュリーラボ
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４４４号
東京都杉並区高井戸東１丁目３―25
破産者　大内　郁子
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４８７号
東京都中野区松が丘２丁目10番15号　トリニテR301号
破産者　有限会社エイチケーデザイン
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４９０号
東京都渋谷区恵比寿西２丁目12番１号
破産者　株式会社美育
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５１２号
東京都中央区八丁堀１丁目８番６号
破産者　有限会社ワンズネッツ
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５１３号
千葉県市川市原木１丁目16―19―210
破産者　松橋　一弘
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０２３号
熊本県菊池郡大津町大字大津1462―１
破産者　草野　　浩
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０２４号
群馬県桐生市広沢町７丁目5222―１
破産者　柏瀬　大輔
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０５５号
千葉県松戸市和名ヶ谷103―21
破産者　石田　清乃
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１号
佐賀県鳥栖市曽根崎町1635―８―605
破産者　中村　優子（旧姓浦田・高橋）
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３１号
埼玉県川口市並木４丁目９―22―303
破産者　成田　　智
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部